

令和6年6月26日

保護者様

尼崎市立尼崎高等学校
校長 荒川 哲

気象警報発令時の対応について

向夏の候、保護者の皆様におきましては、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本校では現行の気象警報発令時の対応について見直しを行いました。今後、気象警報発令時は下記の通りの対応といたします(変更箇所を下線を引いています)。

なお、気象警報が発令されていない場合でも、登校に危険を伴う場合などは、ご家庭の判断で欠席をするなど、状況に合わせてご対応をお願いいたします。

記

1 午前6時の時点で、「尼崎市」、「西宮市」、「伊丹市」、「居住地域」または「通学通過地点」に次のいずれかの警報が発令中の場合は、自宅待機とする。

※ 警報：[大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、津波]

なお、警報解除の時刻による措置は次のとおりとする。

(1) 平日(平常授業日)

午前8時30分までに解除： 午前10時30分にSHR、3校時以降の授業を実施

午前11時までに解除： 午後1時10分にSHR、5校時以降の授業を実施

午前11時以降に解除： 臨時休業

(2) 午前中授業の日

午前8時30分までに解除： 午前10時30分にSHR、3校時以降の授業を実施

午前8時30分以降に解除： 臨時休業

2 定期考査中については、午前6時の時点で次の阪神地区のいずれかに上記の警報が発令中の場合は臨時休業とする。臨時休業となった日に予定されていた考査は、考査最終日の翌日(土日祝を除く)に実施する。

※ 阪神地区：[尼崎市、伊丹市、川西市、猪名川町、西宮市、宝塚市、三田市、芦屋市、神戸市]